

## 乳児等通園支援事業の認可等について

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項の規定において、市町村長が認可をしようとするときは、あらかじめ意見聴取を行うこととされていることから、意見を伺うものである。

### 2 意見聴取の概要について

事業所の名称	ふじなでしこども園
施設の所在地	滝沢市鵜飼狐洞1番地102
区分	一般型乳児等通園支援事業（在園児合同型）
事業開始（予定）年月日	令和8年4月1日
利用定員	4人（0歳：1人、1歳：1人、2歳：2人）
提供日・時間	月～金・9：00～11：00

### 3 関係例規の整備について

「こども誰でも通園制度」に向けて、認可基準条例の制定、運営基準条例の制定、各種規則の制定を行うよう、国から事務連絡が発出されたことから整備を進めている。

認可基準条例については、滝沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（従事者、職員数及び面積等に関する基準）を令和7年12月に制定済である。

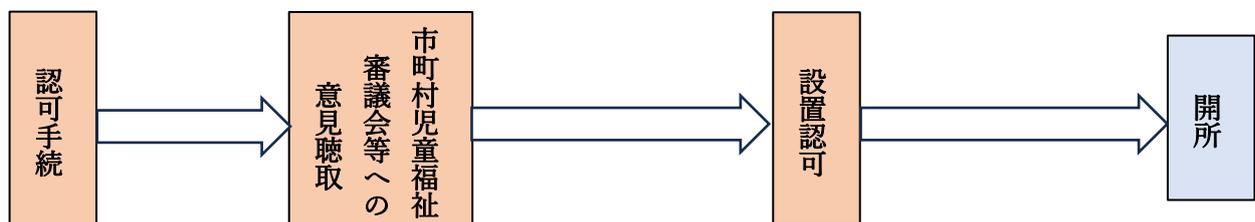
運営基準条例については、滝沢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（特定乳児等通園支援事業の利用定員、管理及び運営等に関する基準）を令和8年3月に制定予定である。

なお、滝沢市の基準については、国の基準と異なる内容を定める特別な事情等はないことから、国の基準のとおり定めようとするものである。

## (2) 事業の全体像

### 【事業の実施方法】

- 認可手続、市町村児童福祉審議会等への意見聴取を経て、設置認可を受けた上で開所。
- こども誰でも通園制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認可された事業者が行います。
- 実施の意向を固めた事業者は、市町村と相談しながら、開所日数や開所時間、受入れ人数など実施内容や実施方法、職員体制等を検討の上で、認可の申請を行います。
- 市町村は、認可に当たり、事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査を行い、市町村児童福祉審議会又は児童福祉に関する利用者の意見聴取をします。



### 【提供内容の検討】

- 事業者がこども誰でも通園制度を実施する際には、提供内容に関して、以下の事項について検討します。

- ① 実施方法：(ア) 余裕活用型、(イ) 一般型（在園児合同実施、専用室独立実施、独立施設実施）
- ② 受け入れるこどもの年齢・時間枠等
- ③ 利用パターン：(ア) 特定の事業所の継続的な利用、(イ) 定期的でない柔軟な利用、(ウ) (ア) と (イ) の組み合わせ
- ④ 食事の提供：提供するかどうか、提供体制、献立作成方法 等
- ⑤ 親子通園：実施するかどうか、実施回数及び期間 等
- ⑥ 特別な支援が必要な場合の対応：障害のあるこども・医療的ケア児・外国籍児童等特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れ
- ⑦ こどもへの関わりや遊びの内容
- ⑧ その他：キャンセルポリシー、事故や災害発生時等の対応 等

#### <①実施方法>

- 事業の実施方法としては、大きく以下に分けられます。
  - ・ 保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う「余裕活用型」
  - ・ 定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う「一般型」
- このうち、一般型の実施方法としては、以下の形態に分けられます。
  - ・ 在園児と一緒に過ごすことを基本とする「在園児合同実施」

- ・ 在園児とは別に、本制度を利用することも同士で過ごすことを基本とする「専用室独立実施」
- ・ 保育所等に併設せず、本制度のみを実施する施設で事業を行う「独立施設実施」

#### (余裕活用型)

- 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において当該施設又は事業を利用する児童の数が定められた利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として実施が可能です。
  - 余裕活用型乳児等通園支援事業においては、設備及び職員の基準は、設備運営基準第 25 条の規定により、本体施設又は事業所について定める基準に従います。
  - 乳児及び 1・2 歳児の空き定員枠を活用して、本制度の対象となるこどもの受入れを行い、利用こども（こども誰でも通園制度を利用するこどものことを言う。以下同じ。）は、主に同年齢の在園児と同じクラスで過ごします。
  - 定員内での受入れのため、基本的に各クラスの保育者による受入れが基本となります。
  - 安全面に十分な配慮が必要なことと併せて、空き定員の変動に合わせて、本制度の受入れ枠も増減することに留意（※）が必要です。
- ※ 余裕活用型を利用しているこどもが、定員が埋まることで制度自体を利用できなくなることはないよう、一年を通じて空きがあるところで余裕活用型を実施したり、他施設での利用に適切につながるができるよう配慮したり、保護者へ事前に周知を行うことで理解を得たりすることが望ましいです。

#### (一般型)

- 在園児合同実施の場合
  - ・ こどもに関わる職員は、在園児の保育体制とは別に、設備運営基準第 22 条に則し、乳児おおむね 3 人に対して従事者 1 人、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人に対して従事者 1 人以上を配置します。なお、従事者の半数以上が保育士となること、配置する従事者が 2 人を下回らないことを遵守する必要があります。
  - ・ 各室をはじめとした設備については、在園児と合わせた受け入れ人数に対して必要な面積を満たしている場合は兼ねることができます。
  - ・ 専用室がある場合：受入れは専用室で行い、基本的な生活や活動は在園児と合同で実施します。活動内容や時間帯、こどもの状況など実情に応じて、専用室を活用します。
  - ・ 専用室がない場合：全ての時間帯を通じて、在園児とともに過ごすことが基本となります。
  - ・ どちらの場合も、利用こどもと在園児ともに無理なく過ごすことができるよう配慮することが必要です。
- 専用室独立実施の場合
  - ・ 基本的に本制度の対象となるこども同士で過ごす形態となります。活動内容や時間帯によっては、実施事業所の実情に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能です。多くのこどもと関わりを持てるよう、在園児と交流する機会を積極的に設けることが考えられます。